

茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(保育料の額)</p> <p>第3条 法第19条第1項第1号又は第2号に該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、<u>教育・保育給付認定保護者</u>が負担する保育料の額は、<u>0円</u>とする。</p> <p>2 保育料の算定に当たっての<u>教育・保育給付認定子ども</u>の年齢は、年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、当該年齢を適用する。</p> <p>(保育料の額の決定等)</p> <p>第4条 教育委員会は、市長が<u>教育・保育給付認定</u>をしたときは、前条の規定により当該<u>教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども</u>の保育料の額を決定するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により保育料の額を決定したときは、茂原市立幼稚園保育料決定通知書（別記第1号様式）により、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、保育料の額の変更（<u>教育・保育給付認定子ども</u>の属する世帯の階層区分の変更による保育料の額の変更をいう。以下同じ。）をする必要が生じたときは、前条の規定により<u>教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども</u>の保育料の額の変更をするものとする。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により保育料の額の変更をしたときは、茂原市立幼稚園保育料変更通知書（別記第2号様式）により、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第5条 保育料の減免を受けようとする<u>教育・保育給付認定保護者</u>は、茂原</p>	<p>(保育料の額)</p> <p>第3条 法第19条第1項第1号又は第2号に該当する<u>支給認定子ども</u>について、<u>支給認定保護者</u>が負担する保育料の額は、<u>別表のとおり</u>とする。</p> <p>2 保育料の算定に当たっての<u>支給認定子ども</u>の年齢は、年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、当該年齢を適用する。</p> <p>(保育料の額の決定等)</p> <p>第4条 教育委員会は、市長が<u>支給認定</u>をしたときは、前条の規定により当該<u>支給認定に係る支給認定子ども</u>の保育料の額を決定するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により保育料の額を決定したときは、茂原市立幼稚園保育料決定通知書（別記第1号様式）により、<u>支給認定保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、保育料の額の変更（<u>支給認定子ども</u>の属する世帯の階層区分の変更による保育料の額の変更をいう。以下同じ。）をする必要が生じたときは、前条の規定により<u>支給認定に係る支給認定子ども</u>の保育料の額の変更をするものとする。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により保育料の額の変更をしたときは、茂原市立幼稚園保育料変更通知書（別記第2号様式）により、<u>支給認定保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第5条 保育料の減免を受けようとする<u>支給認定保護者</u>は、茂原市立幼稚園</p>

改正後	現 行											
<p>市立幼稚園保育料減免申請書（別記第3号様式）により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請を受理したときは、その可否を決定し、茂原市立幼稚園保育料減免可否決定通知書（別記第4号様式）により<u>教育・保育給付認定保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>（保育料の督促）</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>が条例第3条に規定する納付期限までに保育料を納付しないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の定めるところにより期限を指定して保育料督促状（別記第5号様式）により督促するものとする。</p>	<p>保育料減免申請書（別記第3号様式）により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請を受理したときは、その可否を決定し、茂原市立幼稚園保育料減免可否決定通知書（別記第4号様式）により<u>支給認定保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>（保育料の督促）</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>支給認定保護者</u>が条例第3条に規定する納付期限までに保育料を納付しないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の定めるところにより期限を指定して保育料督促状（別記第5号様式）により督促するものとする。</p> <p><u>別表（第3条）</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 790 2136 1428"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1149 790 1872 866">各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分</th> <th data-bbox="1872 790 2136 992" rowspan="2">保育料（月額）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1149 866 1261 992">階層区分</th> <th data-bbox="1261 866 1872 992">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 992 1261 1302">①</td> <td data-bbox="1261 992 1872 1302">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯</td> <td data-bbox="1872 992 2136 1302">0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1302 1261 1428">②</td> <td data-bbox="1261 1302 1872 1428">当該年度分（4月から8月までにあ 市町村民税非課税又は市町村民税所得割非課税</td> <td data-bbox="1872 1302 2136 1428">0円</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	階層区分	定義	①	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	②	当該年度分（4月から8月までにあ 市町村民税非課税又は市町村民税所得割非課税	0円
各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）										
階層区分	定義											
①	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円										
②	当該年度分（4月から8月までにあ 市町村民税非課税又は市町村民税所得割非課税	0円										

改正後	現 行			
	③	っては、前年度分)の市町村民税の額が次の区分に	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円
	④	該当する世帯	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	7,000円
	⑤		市町村民税所得割課税額 211,201円以上	7,000円
	<p><u>備考</u></p> <p>1 この表の②階層から⑤階層までの階層区分において地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 支給認定子どもの属する世帯が、この表の③階層の世帯であって、次に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯の保育料の月額は、支給認定子どものうち最年長の子どもにあつては、3,000円とし、第2子以降の支給認定子どもにあつては無料とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(3) 千葉県知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている</p>			

改正後	現 行
	<p>者の属する世帯</p> <p>(5) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯</u></p> <p>(6) <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金の支給を受けている者の属する世帯</u></p> <p>(7) <u>生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯</u></p> <p>3 <u>支給認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であって、支給認定保護者と生計を一にする者がいる場合は、最年長の者から数え、支給認定子どもが第2子に該当する場合にあっては、この表の保育料（月額）の欄に掲げる額の半額とし、第3子以降の支給認定子どもにあっては無料とする。</u></p> <p>4 <u>支給認定子どもの属する世帯に支給認定子ども及び次に掲げる子ども（以下この表において「対象世帯子ども」という。）がいる場合の保育料の月額は、対象世帯子どものうち最年長の子ども（以下この表において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表の保育料（月額）の欄に掲げる額とし、対象世帯子どものうち第1子を除き最年長の子ども（以下この表において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表の保育料（月額）の欄に掲げる額の半額とし、第3子以降の子ども（対象世帯子どものうち第1子及び第2子以外の子どもをいう。）が支給認定子どもであるときは無料とする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、義務教育学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（第3学年の終わりの日までに満9歳に達する子どもに限る。）</u></p>

改正後	現 行
	<p>(2) <u>学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する小学校就学前子ども</u></p> <p>(3) <u>学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する小学校就学前子ども</u></p> <p>(4) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども</u></p> <p>(5) <u>児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども</u></p> <p>5 <u>この表の保育料（月額）の欄に掲げる保育料には、食事の提供に係る負担金を含まない。</u></p> <p>6 <u>支給認定子どもが特別利用教育を受けた場合の保育料は、この表の規定を適用する。</u></p>

改正後	現 行												
<p>別記第1号様式（第4条第2項）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">茂原市教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">茂原市立幼稚園保育料決定通知書</p> <p>次の教育・保育給付認定子どもの保育料について、次のとおり決定したので、茂原市立幼稚園の保育料に関する規則第4条第2項の規定により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="136 549 898 762"> <tr> <td>教育・保育給付認定子どもの氏名、生年月日及び支給認定証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用施設等の名称及び所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育料の階層、月額</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 保育料について変更があった場合は、改めて通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	教育・保育給付認定子どもの氏名、生年月日及び支給認定証番号		利用施設等の名称及び所在地		保育料の階層、月額		<p>別記第1号様式（第4条第2項）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">茂原市教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">茂原市立幼稚園保育料決定通知書</p> <p>次の支給認定子どもの保育料について、次のとおり決定したので、茂原市立幼稚園の保育料に関する規則第4条第2項の規定により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1149 549 1910 762"> <tr> <td>支給認定子どもの氏名、生年月日及び支給認定証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用施設等の名称及び所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育料の階層、月額</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 保育料について変更があった場合は、改めて通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	支給認定子どもの氏名、生年月日及び支給認定証番号		利用施設等の名称及び所在地		保育料の階層、月額	
教育・保育給付認定子どもの氏名、生年月日及び支給認定証番号													
利用施設等の名称及び所在地													
保育料の階層、月額													
支給認定子どもの氏名、生年月日及び支給認定証番号													
利用施設等の名称及び所在地													
保育料の階層、月額													

改正後

現 行

第2号様式（第4条第4項）

第2号様式（第4条第4項）

年 月 日

年 月 日

様

様

茂原市教育委員会 印

茂原市教育委員会 印

茂原市立幼稚園保育料変更通知書

茂原市立幼稚園保育料変更通知書

次の教育・保育給付認定の保育料について、次のとおり変更したので茂原市立幼稚園の保育料に関する規則第4条第4項の規定により通知します。

次の支給認定子どもの保育料について、次のとおり変更したので茂原市立幼稚園の保育料に関する規則第4条第4項の規定により通知します。

教育・保育給付認定子どもの氏名、生年月日及び支給認定証番号	
利用施設等の名称及び所在地	
変更年月日	
変更後の保育料の階層、月額	
変更前の保育料の階層、月額	

支給認定子どもの氏名、生年月日及び支給認定証番号	
利用施設等の名称及び所在地	
変更年月日	
変更後の保育料の階層、月額	
変更前の保育料の階層、月額	

備考
 保育料について変更があった場合は、改めて通知いたします。

教示
 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考
 保育料について変更があった場合は、改めて通知いたします。

教示
 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改正後	現 行
<p>第3号様式（第5条第1項）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">茂原市立幼稚園保育料減免申請書</p> <p>保育料の減免を受けたいので、茂原市立幼稚園の保育料に関する規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>教育・保育給付認定子どもの氏名</u></p> <p>2 利用施設等の名称</p> <p>3 保育料の月額</p> <p>4 減免申請の理由</p> <p>5 添付書類</p>	<p>第3号様式（第5条第1項）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">茂原市立幼稚園保育料減免申請書</p> <p>保育料の減免を受けたいので、茂原市立幼稚園の保育料に関する規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>支給認定子どもの氏名</u></p> <p>2 利用施設等の名称</p> <p>3 保育料の月額</p> <p>4 減免申請の理由</p> <p>5 添付書類</p>

改正後	現 行
<p>第4号様式（第5条第2項）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">茂原市教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">茂原市立幼稚園保育料減免可否決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった保育料の減免について、下記のとおり決定したので、茂原市立幼稚園の保育料に関する規則第5条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 教育・保育給付認定子どもの氏名</p> <p>2 利用施設等の名称</p> <p>3 決定の内容 保育料の額を 減額する ・ 減額しない 保育料の納入を 免除する ・ 免除しない</p> <p>4 減免する内容 (1) 減免する期間 年 月から 年 月まで (2) 減免する額 全 部 (円) ・ 一 部 (円)</p> <p>5 減免しない理由</p> <p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>第4号様式（第5条第2項）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">茂原市教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">茂原市立幼稚園保育料減免可否決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった保育料の減免について、下記のとおり決定したので、茂原市立幼稚園の保育料に関する規則第5条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支給認定子どもの氏名</p> <p>2 利用施設等の名称</p> <p>3 決定の内容 保育料の額を 減額する ・ 減額しない 保育料の納入を 免除する ・ 免除しない</p> <p>4 減免する内容 (1) 減免する期間 年 月から 年 月まで (2) 減免する額 全 部 (円) ・ 一 部 (円)</p> <p>5 減免しない理由</p> <p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

附 則（令和X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号）
この規則は、令和元年10月1日から施行する。